

1. 食品安全委員会の設置

私たちの食生活は、経済の発展とともに豊かになりました。その一方で、わが国は海外から非常に多くの食料を輸入するようになり、それらの食品に対する不安が増しています。また、BSE（牛海綿状脳症）や腸管出血性大腸菌 O157 といった新たな危害要因が現れるなど、食生活を取り巻く状況も大きく変化し、食品の安全性に対する国民の信頼が揺らいでいます。

そのような中で、平成 13 年に我が国初の BSE 検査陽性牛が見つかりました。この問題をめぐる行政の対応に対して、国民から厳しい批判があり、その検証と今後の食品安全行政のあり方を検討するため、農林水産大臣と厚生労働大臣の私的諮問機関である「BSE 問題に関する調査検討委員会」において、議論が行われました。

この検討の結果、これまでの行政が、生産者・事業者サイドに偏った運営がされてきたこと、リスク評価とリスク管理が渾然一体とな行われてきたこと、施策の決定過程が不透明であることなどとともに、消費者をはじめとする関係者への正確な情報開示が行われていなかったことなどについて厳しい反省が求められました。

このような情勢の変化に應えるとともに、従来の食品安全行政に対する反省の上に立って、平成 15 年 7 月に食品安全基本法が施行され、食品安全委員会が内閣府に設置されました（[資料 1 \[PDF\]](#)、[資料 2 \[PDF\]](#)）。

2. 新しい食品安全行政の枠組み

食品安全基本法は「食品の安全性の確保に関するあらゆる措置は、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に講じられるべきである」という基本理念に基づいています。さらに、国際的なスタンダードになっている「リスク分析」という考え方を導入し、食品の安全性には「絶対」はなく、どのような食品にもリスクがあるということを前提としつつ科学的知見に基づいて安全性を確保していくこととなりました。

この「リスク分析」には、[資料 3 \[PDF\]](#) に示されるように主要な三要素があります。食品安全委員会は科学に基づき中立公正にリスク評価を行う機関として、厚生労働省や農林水産省などのリスク管理機関から独立して内閣府に設置されました。また、消費者を含めた関係者とのリスクコミュニケーションについては、リスク評価機関である食品安全委員会がリスク管理機関と調整を行い、連携して推進することとなりました。

このように、食品安全委員会が科学に基づくリスク評価機関として独立し、「リスク分析」が有効に機能することにより、食品の安全性が確保され、また、我が国の食品安全行政は国際的評価を得られるものと考えています。

3. 食品安全委員会の役割

食品安全委員会は、食の安全に関し深い識見を有する7名の委員から構成され、その下に企画専門調査会、リスクコミュニケーション専門調査会及び緊急時対応専門調査会のほか、添加物、農薬といった危害要因ごとに専門事項を調査・審議する専門調査会が設置されています。また、食品安全委員会と専門調査会の運営のために事務局が設置されています（[資料4 \[PDF\]](#)）。

食品安全委員会の最も重要な役割は、食品の安全性を脅かす可能性のある病原菌、添加物、農薬などの危害要因が、人の健康に与える影響を科学的に調べ評価すること、すなわちリスク評価を行うことです。

また、食品の安全性について、消費者、食品の生産から販売までの事業者などの関係者相互間における情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション）、大規模な食中毒が発生した場合等の緊急の事態への対応などを行っています。

4. 食品安全委員会のこれまでの活動実績

食品安全委員会は、平成15年7月1日に第1回食品安全委員会を開催し、食品安全委員会運営規程を決定し、公開による審議を原則として、活動を開始しました。また、8月には初めての専門調査会が開催されました。

現在まで（平成20年6月末）に、食品安全委員会は244回、専門調査会は704回の開催実績を数えています。これらの食品安全委員会等における審議過程や審議に用いたデータ等は原則公開されており、政策形成プロセスの透明性が大きく向上しました。

以下、食品安全委員会のこれまでの活動を、主要な分野ごとに振り返ってみます。

4.1 リスク評価の実施

食品安全委員会は、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に食品健康影響評価（リスク評価）を行い、この5年間で604件の評価結果を通知しました（[資料5 \[PDF\]](#)）。

4.1.1 リスク管理機関からの評価要請に基づく案件について

4.1.1.1 BSE に係るリスク評価

この 5 年間を通じ取り組んできた BSE に係るリスク評価は、食品安全委員会の真価を問われる重要な評価と考えています。BSE については科学的に良く分らない部分もある中で、広く国内外から情報・データの収集に努め、科学的な議論を重ね、慎重な審議を行ってきました。

【BSE に係る主なリスク評価】

- 「日本における牛海綿状脳症（BSE）対策について（中間とりまとめ）」
（平成 16 年 9 月評価終了：食品安全委員会審議 2 回、専門調査会審議 8 回）
http://www.fsc.go.jp/sonota/chukan_torimatome_bse160913.pdf
- 「我が国における牛海綿状脳症（BSE）対策に係る食品健康影響評価」
（平成 17 年 5 月評価終了：食品安全委員会審議 2 回、専門調査会審議 8 回）
http://www.fsc.go.jp/bse_hyouka_kekka_170609.pdf
- 「米国・カナダの輸出プログラムにより管理された牛肉・内臓を摂取する場合と、我が国の牛に由来する牛肉・内臓を摂取する場合のリスクの同等性」に係る食品健康影響評価について
（平成 17 年 12 月評価終了：食品安全委員会審議 2 回、専門調査会審議 10 回）
http://www.fsc.go.jp/sonota/bse_hyouka_kekka_171208.pdf

【BSE に関するリスク評価の詳細】 http://www.fsc.go.jp/hyouka/hy_prion.html

また、BSE の国内対策については、評価を行ってから既に 3 年以上が経過していること等から、平成 20 年 7 月に食品安全委員会委員長談話を公表し、「我が国における牛海綿状脳症（BSE）の現状について」を取りまとめました。

【我が国における牛海綿状脳症（BSE）の現状に関する食品安全委員会委員長談話について】 http://www.fsc.go.jp/sonota/bse_iinchodanwa_200731.html

4.1.1.2 食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度に係るリスク評価

この 5 年間における大きな動きとしては、平成 18 年 5 月の「食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度」の導入が挙げられます（[資料 6 \[PDF\]](#)）。それまでの食品衛生法の規制では、残留基準が設定されていない農薬、動物用医薬品、飼料添加物が食品から検出されても、その食品を販売禁

止にすることは困難でした。これに対し、ポジティブリスト制度の下では、国内に流通する食品に残留する可能性がある全ての農薬等に残留基準又は一律基準が設定され、これらの基準を超える農薬等を含む食品の販売等が禁止されました（[資料7 \[PDF\]](#)）。この制度の導入に伴い、厚生労働省では、制度導入後、5 年間にわたり、758 物質の農薬等の評価を食品安全委員会に要請することとなりました。

このため、食品安全委員会では、農薬専門調査会などの専門委員の増員、調査審議体制の改編や、事務局職員の増員などによる体制の強化を行い、円滑な調査審議に努めています。

これまで食品安全委員会には、ポジティブリスト制度に関係して 233 物質の評価要請がなされ、このうち 77 物質について評価結果を通知しました（平成 20 年 6 月末現在）。

4.1.1.3 リスク管理機関と連携した迅速なリスク評価

食品安全委員会は、国民の健康の保護が最も重要であるとの基本的認識の下で、リスク管理機関と連携して、健康被害が発生するおそれが高い食品等について迅速なリスク評価に努めています。

例えば、いわゆる健康食品の一つの「アマメシバ」があります。平成 15 年 8 月に乾燥粉末状にした加工食品の長期摂取によるものと疑われる重度の健康被害事例（閉塞性細気管支炎）が報告されたことから、同月 29 日に厚生労働省から食品安全委員会にリスク評価の要請がありました。このため、9 月 4 日の食品安全委員会で審議し、評価結果の取りまとめを行い、厚生労働省に通知しました。このほかにも、「コンフリー及びこれを含む食品（自然毒を含むいわゆる健康食品等）」、「アカネ色素（添加物）」及び「メタミドホス（農薬）」なども、リスク管理機関との連携の下に迅速なリスク評価を行いました。

【リスク評価結果の詳細】

- アマメシバ等 http://www.fsc.go.jp/hyouka/hy_sonota.html
- 自然毒（コンフリー等） http://www.fsc.go.jp/hyouka/hy_prion.html
- 食品添加物（アカネ色素等） http://www.fsc.go.jp/hyouka/hy_tenkabutu.html
- 農薬（メタミドホス等） http://www.fsc.go.jp/hyouka/hy_nouyaku.html

4.1.1.4 他のリスク評価事例

この 5 年間に、食品安全委員会においては、次のようなリスク評価を実施しています。特に、下記のカドミウムに係るリスク評価は、調査審議に丸 5 年の歳月を費やし、食品安全委員会の歩みを象徴する代表案件と言えます。

ます。

- 「魚介類等に含まれるメチル水銀」についての食品健康影響評価
(平成 16 年 7 月厚生労働省から評価要請：平成 17 年 8 月評価終了)
http://www.fsc.go.jp/hyouka/hy_kagakubusshitu.html
- 「大豆イソフラボンを含む特定保健用食品」についての食品健康影響評価
(平成 16 年 1 月及び 5 月厚生労働省から評価要請：平成 18 年 5 月評価終了)
http://www.fsc.go.jp/hyouka/hy_shinkaihatu_tokuho.html
- 「食品からのカドミウム摂取の現状に係る安全性確保について」に係る食品健康影響評価
(平成 15 年 7 月厚生労働省から評価要請：平成 20 年 7 月評価終了)
http://www.fsc.go.jp/hyouka/hy_kagakubusshitu.html

その他にも、添加物（68 件）、遺伝子組換え食品等(61 件)などについてもリスク評価を終えています。

4.1.1.5 ガイドラインの策定

食品安全委員会においては、危害要因ごとに、リスク評価の方針、提出を求める資料、評価の手順などを示すガイドラインの策定を進めてきました。平成 16 年 1 月に「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」を初めて策定したのを皮切りに、これまでに 11 種類のガイドライン等を策定し、リスク評価の透明性の確保と審議の円滑化に努めています。

【策定したガイドライン】 <http://www.fsc.go.jp/hyouka/index.html>

4.1.2 自ら評価について

食品安全委員会は、農林水産省、厚生労働省等のリスク管理機関から要請がない場合でも、人の健康に悪影響が及ぶおそれがあるものについては、自らの判断によりリスク評価を行います。この「自ら評価」は、国内外の関係機関やマスメディアからの情報、食の安全ダイヤルや食品安全モニター報告などを通じて寄せられた国民からの情報をもとに評価対象の候補案件を検討し、企画専門調査会における審議を経て、食品安全委員会で評価を行う案件を決定しています。

自ら評価案件は、(ア)国民の健康への影響が大きいと考えられるもの、(イ)危害要因等の把握の必要性が高いもの、(ウ)評価ニーズが高いと判断されるもの、を選定してきており、これまでに以下の自ら評価を実施（実施中を含

む) しました。

- ① 日本における牛海綿状脳症（BSE）対策について－中間とりまとめ－
（平成 16 年 9 月評価終了）

- ② 食中毒原因微生物の食品健康影響評価

平成 16 年 12 月：食品安全委員会で自ら評価案件に決定

平成 18 年 6 月：食品安全委員会で「食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針(案)」を決定・公表

平成 19 年 7 月：食品安全委員会で「鶏肉を主とする畜産物中のカンピロバクター・シェジュニ/コリ」から評価を進めることを決定

平成 19 年 10 月～：微生物・ウィルス専門調査会にWGを設置し、現在、調査審議中

- ③ 我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価

平成 19 年 5 月：食品安全委員会で自ら評価案件に決定

平成 19 年 7 月：外交ルートを通じて、評価対象国 14 カ国に質問書を発出

現在：9 カ国から回答があり、順次プリオン専門調査会で調査審議を実施中

- ④ 食品（器具・容器包装を含む）中の鉛に関する食品健康影響評価

平成 20 年 4 月：食品安全委員会で自ら評価案件に決定

現在：化学物質・汚染物質専門調査会で審議中

また、自ら評価案件の選定に合わせて、食品安全委員会では、候補案件として検討されたもののうちファクトシートや Q&A を作成し情報の公開を行う必要があるもの、引き続き情報収集を継続する必要があるもの等の決定も行っています。

平成 19 年度においては、食品（器具・容器包装を含む）中の鉛を自ら評価案件とする決定に合わせて、「こんにゃく入りゼリー」、「体細胞クローン牛」、「ヘテロサイクリックアミン」、「多肥栽培による葉物野菜中の硝酸塩」、「食器などのプラスチック製品に含まれるビスフェノール A」、「ポリスチレン容器から溶出するスチレントリマー」、「複数添加物の複合的な影響」、「食品添加物パラオキシ安息香酸エステル類」及び「有機ヒ素化合物（ジメチルアルシン酸）」に係る案件について、情報収集や情報提供（Q&A やファクトシートの作成）を行うことが決定されました。

【平成 19 年度自ら評価に合わせて作成された Q&A 等】

Q&A：http://www.fsc.go.jp/sonota/sonota_qa/sonota_qa.html

ファクトシートについて：<http://www.fsc.go.jp/sonota/factsheets.html>

食の安全ダイアルに寄せられた質問等：<http://www.fsc.go.jp/koukan/qa1508.html>

4.1.3 リスク評価を支える調査・研究事業

食品安全委員会は、リスク管理機関から独立したリスク評価機関として、「自ら評価」に代表されるように、主体的にリスク評価に取り組んでいくことが期待されています。このような取組を支えるのが調査・研究事業です。平成 15 年度から「食品安全確保総合調査」を実施し、食品中の様々な危害要因に関するデータの収集・解析などを行っています。また、平成 17 年度からは「食品健康影響評価技術研究」により、リスク評価の信頼性を高めるための手法、ガイドライン作成などに資する学術研究も行っています（[資料 8 \[PDF\]](#)）。

4.1.3.1 食品安全確保総合調査

食品安全委員会では、リスク評価を的確に実施するため、食品に係る様々な危害要因に関するデータの収集・解析などを行う「食品安全確保総合調査」を平成 15 年度から実施しています。この調査課題の選定や技術提案の審査については、食品安全確保総合調査選定会議を設置し、厳正に行っています（[資料 9 \[PDF\]](#)）。

【調査事業実施実績】

○ 平成 15 年度	23 調査
○ 平成 16 年度	17 調査
○ 平成 17 年度	21 調査
○ 平成 18 年度	18 調査
○ 平成 19 年度	15 調査

4.1.3.2 食品健康影響評価技術研究

食品安全委員会では、リスク評価の信頼性を高める手法、リスク評価ガイドラインの策定などに役立つ研究を行う「食品健康影響評価技術研究」を平成 17 年度から実施しています。これは、必要となる研究領域を設定し具体的な課題を公募する「研究領域設定型」の競争的研究資金制度で、研究期間は原則 3 力年です。

この研究課題の選定、中間評価及び事後評価の審査については、食品健康影響評価技術研究運営委員会を設置し、厳正に行っています（[資料 10 \[PDF\]](#)）。

【研究事業採択実績】

○ 平成 17 年度	8 課題
○ 平成 18 年度	8 課題

4.2 多様な手段を通じた情報提供

4.2.1 委員長談話など

食品安全委員会においては、科学に基づくリスク評価機関としての特性を活かし、国民が過度の不安を抱いたり、社会的混乱がおこらないよう、食品摂取による健康被害に関係する重大な事柄について、適時適切に委員長談話等を公表してきました。

平成 16 年 3 月には、国内の鶏等に鳥インフルエンザが数例発生したことを受けて、リスク管理機関とともに、「鳥インフルエンザウイルスの人への感染の可能性や自宅で飼っている鳥が死んでしまった場合の対処方法」などについて、「国民の皆様へ」と題した談話を厚生労働省、農林水産省、環境省と連名で公表しました。

また、平成 20 年 7 月には、BSE の国内対策に関する評価から 3 年間が経過したことなどを踏まえ、BSE の発生状況等も含めて現状のとりまとめを行うとともに、委員長談話を公表しました。

【これまでに公表した委員長談話など】

- 「国民の皆様へ（鶏インフルエンザについて）」（厚生労働省、農林水産省、環境省と連名）（平成 16 年 3 月）
- 「日本初の vCJD 症例が確定したことについての食品安全委員会委員長談話」（平成 17 年 2 月）
- 「鳥インフルエンザの発生に関する食品安全委員会委員長談話」（平成 17 年 6 月）
- 「米国から到着したせき柱を含む子牛肉の確認について食品安全担当大臣談話」（平成 18 年 1 月）
- 「鳥インフルエンザの発生に関する食品安全委員会委員長談話」（平成 19 年 1 月）
- 「我が国における牛海綿状脳症（BSE）の現状に関する食品安全委員会委員長談話」（平成 20 年 7 月）

4.2.2 ファクトシートによる情報提供

食品安全委員会では、食品の安全性に関する科学的知見を広く国民に分かりやすく提供するための新たな情報提供の手段として、平成 16 年度から「フ

ファクトシート」を作成し、公表を開始しました。ファクトシートは、対象となる危害要因のその時点における最新の情報を分かりやすく整理し簡潔にまとめた資料のことで、これまでに次のものを公表し、逐次更新しています。

- 「加工食品中のアクリルアミド」(平成 16 年 9 月)
- 「Q 熱」、「トランス脂肪酸」及び「妊婦のアルコール飲料の摂取による胎児への影響」(平成 16 年 12 月)
- 「ビタミン A の過剰摂取による影響」(平成 18 年 9 月)
- 「臭素酸カリウム」、「牛の成長促進を目的として使用されるホルモン剤」(平成 19 年 8 月)

【ファクトシートについて】 <http://www.fsc.go.jp/sonota/factsheets.html>

4.2.3 食品安全総合情報システムの整備

食品安全委員会は、国の内外における食品の安全性の確保に関する情報を、リスク管理機関と連携しつつ一元的に収集し、それらの情報について整理・分析しており、平成 17 年度以降「食品安全総合情報システム」においてデータベース化しています。

食品安全総合情報システムにおいては、以下の情報がデータベース化され、リスク管理機関と情報を共有するとともに、個人情報や知的財産権の保護に配慮しつつ広く国民に提供しています。

【情報の内容】

- 食品安全委員会が収集する、国内外の食品の安全性の確保に関する情報
- 食品安全委員会、専門調査会において使用された議事次第、配付資料、議事録等
- 食品安全委員会が行った研究や調査に関する情報
- 食品安全委員会が作成したファクトシートなど
- 食の安全ダイヤルへの問合せや食品安全モニターからの報告とそれらに対する関係機関のコメント
- 食品安全に関する用語

4.2.4 ホームページや広報誌による情報提供

食品安全委員会は、平成 15 年 7 月にホームページを開設し、食品安全委員会や専門調査会の資料や議事録を掲載するとともに、リスク評価結果の分かりやすい解説記事や各種危害要因に係るファクトシート、食品安全委員会に寄せられた質問等をもとに作成された Q&A 集、子供向け解説ページのキッズボックス等を掲載してきました。

季刊誌「食品安全」は、平成 16 年 6 月に創刊号が発行されました。これまで食品安全委員会が行ったリスク評価結果や国民の関心の高い事柄を題材に、リスク分析の考え方を分かりやすく解説しており、これまでの発行は 16 号を数えています。

また、平成 18 年 6 月からメールマガジン（通称「食品安全委員会 e-マガジン」）の配信を始めました。原則として、毎週金曜日に、食品安全委員会等の会議結果概要や開催案内などの新着情報、食品安全委員会委員のコラムなどを、約 6,200 名の会員に配信し、平成 20 年 6 月に 100 号を迎えました。

そのほか、食品安全に関する普及啓発活動や食育に資するパンフレット、リーフレット、食品の安全性に関する用語集、リスク評価の内容を分かりやすく紹介した DVD 等を作成しています。

【これまでに作成した DVD】

- 平成 17 年度作成：「気になるメチル水銀」
- 平成 18 年度作成：「21 世紀の食の安全〈リスク分析手法の導入〉」、「遺伝子組換え食品って何だろう～そのしくみと安全性～」*
「気になる農薬～安心して食べられる？～」*
- 平成 19 年度作成：「何を食べたら良いか？考えるためのヒント～一緒に考えよう！食の安全～」*
「気になる食品添加物」*

*：映像をネットで配信しているもの：<http://www.fsc.go.jp/osirase/dvd-ichiran.html>

4.3 食品の安全性の確保に関する施策の実施状況の監視等

4.3.1 リスク評価の結果に基づく施策の実施状況の監視

食品安全委員会は、リスク評価の結果が食品の安全性の確保のためのリスク管理機関の施策に反映されているかどうかを監視し（モニタリング）、必要があると認めるときは、内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告することとなっています（[資料 11\[PDF\]](#)）。この規定に基づき、平成 16 年度に第 1 回目のモニタリングが行われました。その後、同年 3 月までの間にリスク評価の結果を通知した 63 品目について、その評価結果が食品の安全性の確保に関する施策に反映されているか把握するため、厚生労働省及び農林水産省に対し調査を行いました。このモニタリングは、半年ごとにこれまで 8 回実施され、その結果、勧告の必要性は認められませんでした。

4.3.2 食品の安全性の確保のため講ずべき施策についての建議

食品安全委員会は、食品の安全性の確保に関する施策を適切に推進するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に意見を述べます。

平成 17 年 4 月には、この規定に基づき、「食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の導入について（意見）」を厚生労働大臣に通知しました。具体的には、暫定基準を設定すべき物質について再検討を行うこと、リスク評価計画を策定し、食品安全委員会の了承を得ること等、農薬等に関するポジティブリスト制度の導入に際し留意すべき事項を意見として述べています。また、平成 18 年 3 月には、「飼料中の残留農薬基準の設定について（意見）」を農林水産大臣に意見として述べています。

4.3.3 食品安全モニターの活動

食品安全モニターは、食品安全委員会が行ったリスク評価結果や、それに基づいたリスク管理機関の施策、個別の食品の安全性などについて、消費者の方々に日常生活を通じて意見・情報をいただき、食品安全委員会の活動の参考とする制度です。平成 15 年度から年度ごとに、全国各地の 470 名の方に「食品安全モニター」になっていただいています。

食品安全モニターの方々には、以下の活動をお願いしており、寄せられた意見等についてはコメントを付して食品安全委員会に報告した上で、ホームページに掲載しています。モニターの方々から寄せられた意見等は、これまで 2,837 件にのぼります（平成 20 年 6 月末現在）。

【活動内容】

- 食品安全行政などに関する意見の提出（随時報告）
- 食品の安全性に関する調査についての報告（課題報告）
- 食品の安全性に関する危害情報を入手した場合の情報提供
- 地域で開催する食品安全モニター会議出席
- 地域への日常生活を通じた情報提供

4.3.4 食の安全ダイヤル

「食の安全ダイヤル」は、広く消費者の方々から食品の安全性についての情報提供やご意見、ご質問をいただくとともに、食品の安全性に関する知識と理解を深めていただけるよう、食品安全委員会事務局内に設置された情報窓口です。平成 15 年 8 月に設置され、これまでに 4,025 件の問合せ・意見等が寄せられました。寄せられた問合せ等のうち、多く寄せられるものについては、Q&A として整理し、毎月、食品安全委員会に報告した上で、ホームページに掲載しています。

【食の安全ダイアルに寄せられた質問等】 <http://www.fsc.go.jp/koukan/qa1508.html>

4.4 リスクコミュニケーションの実施

リスクコミュニケーションとは、「食品の安全性について消費者を含む関係者との間で情報の共有や意見を双方向的に交換すること」であり、リスク分析の主要な三要素の一つです。関係省庁・地方公共団体、生産者、事業者、研究者、そして消費者（国民）等が関係者に含まれます。

リスクコミュニケーションの目的は、社会全体でリスクに対して適切な対応をとれるようにすることです。これは、誤った情報が一人歩きしたり、一方的な意見・主張が横行したりすることを防ぐためにも役立ちます。

食品安全委員会では、各地で開催する意見交換会をはじめ、インターネット等での情報公開、印刷物や各種メディアによる情報発信・伝達など、あらゆる機会とコミュニケーション手段を用いて、リスクコミュニケーションの推進に努めています。

また、リスクコミュニケーション専門調査会において、リスクコミュニケーションの推進のあり方について検討を進め、「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて（報告書）」（平成 18 年 11 月）を取りまとめました。この報告書に基づいて、現在、リスクコミュニケーションに関する事業を進めているほか、同報告書で提起された課題について同専門調査会で検討を進めています。

4.4.1 意見交換会等の開催

食品安全委員会では、これまでにリスク管理機関や地方公共団体と連携して、324 回にのぼる意見交換会を開催しました（[資料 12\[PDF\]](#)）。主なテーマとして、「我が国の BSE 対策」、「魚介類等に含まれるメチル水銀」、「遺伝子組換え食品」、「薬剤耐性菌」、「鳥インフルエンザ」、「食中毒原因微生物」、「大豆イソフラボンを含む特定保健用食品」、「食育」などを取り上げました。

このうち BSE を例にとると、これまでに食品安全委員会主催又は食品安全委員会、厚生労働省及び農林水産省の共催で、「我が国の BSE 国内対策」、「米国産牛肉輸入問題」、「海外の BSE 研究」などをテーマに 159 回の意見交換会を開催しました。これらの意見交換会には消費者、農家、食肉加工・流通業者、行政関係者など延べ約 21,000 人が参加しています。

特に、平成 16 年 10 月 15 日に厚生労働省及び農林水産省から諮問された「我が国における牛海綿状脳症（BSE）対策の見直し」に関しては、プリオ

ン専門調査会における議論の参考とするため、平成 16 年 11 月から平成 17 年 1 月にかけて全国 47 都道府県・50 会場で意見交換会を開催しました。参加者総数は約 5,600 人にのぼり、様々な立場の方々から、飼料規制、SRM 除去、検査などについて多岐にわたる意見が出されました。この時の意見交換会参加者に対するアンケート結果では、例えば「日本における BSE の発生状況」について、60 %の人が「理解が深まった」、32 %の人が「変化なし」、1 %の人が「わからなくなった」との回答が得られました（7 %の人が「無回答」）。

このほか、平成 19 年度には、食の安全を理解する上での食育の役割を踏まえ、小学生に楽しみながら食の安全について理解を深めてもらうために、「ジュニア食品安全委員会」を開催しました。初めての試みでしたが、参加した小学生から好評を博したところであり、今後とも充実を図っていきたいと考えています（[資料 13\[PDF\]](#)）。

4.4.2 リスクコミュニケーション推進事業

食品安全委員会は、平成 18 年度から、地域におけるリスクコミュニケーションを積極的に推進するため、地方公共団体と協力して、「食品の安全性に関する地域の指導者育成講座」を開催しています。この事業は、行政職員、消費者団体、食品事業者など、地域の集まりで食の安全に関して話題提供を行う機会のある方を対象に、リスク分析の考え方や食品安全委員会の役割、リスクコミュニケーションなどについて理解を深めていただくことを目的として、コミュニケーション能力を高める演習等を行っています。これまでに、全国で 25 回開催し、計 1,679 人の方が参加しました。

また、平成 19 年度からは、「食品の安全に関するリスクコミュニケーター育成講座」も開催しています。この事業は、「地域の指導者育成講座」の受講者等を対象に、地域でリスクコミュニケーションを実施する際に、様々な参加者（消費者、事業者など）の相互の意思疎通を円滑にする役割を担う「リスクコミュニケーター」を育成するためのものです。これまでに全国で 11 回開催し、計 325 人の方が、ファシリテーション（様々な関係者の立場や主張を理解し、意見や論点を明確にするなど、効果的に意見交換を進める手法）の基本的スキルなどについて理解を深めました。

さらに、食品安全委員会では、これら 2 つの講座に加えて、食品安全に係る科学的知見に関する情報を分かりやすく提供できる能力の育成を目的として、平成 20 年度から、「科学的知見に関する情報を分かりやすく説明できるリスクコミュニケーター（インタープリター）の育成を目的とした講座」を

開催することになっています。

これらの講座の受講生の方々が地域のリスクコミュニケーションを円滑に進める推進役として活躍されることを期待しており、その活動の基盤となる各種情報の提供等に努めるなどの支援を行っています。

4.4.3 リスク評価等に関する審議結果案についての意見・情報の募集

食品安全委員会では、リスク評価等に関する審議結果案について、審議結果への反映を図るため、個々の案件につき原則 30 日間、国民からの意見・情報の募集を行っています。これまでの実施回数は 353 回にのぼります。

平成 19 年度においては、メタミドホス（農薬）などのポジティブリストに係る暫定基準等の評価結果案のほか、平成 20 年度食品安全委員会運営計画案などを加えた合計 111 案件について国民からの意見・情報の募集を行い、このうち 23 案件について、計 41 通にのぼる意見等が寄せられました。寄せられた意見等に対しては、原案の修正や意見に対する回答を作成し、食品安全委員会での審議を経て、公表しています。

5. 緊急事態等への対応

食品安全委員会の役割の大きな柱の一つは、緊急事態への対応があります。例えば大規模、広域に発生した食中毒など、食品が原因となって国民に大きな被害が生じるおそれがある場合には、食品安全委員会とリスク管理機関を含め政府全体での早急な対応が必要となります。この中で、食品安全委員会は、被害の未然防止、拡大や再発の防止のため、国の内外から情報の収集・整理を行って事態を把握し、国民の皆様に分かりやすく情報を提供するほか、必要に応じてリスク評価を行うなどの役割を担っています（[資料 14\[PDF\]](#)）。

このような緊急事態の発生に備えて、食品安全委員会及びリスク管理機関は、平成 16 年 4 月に、緊急時における国の対応の在り方等に関するマニュアルとして、「食品安全関係府省緊急時対応基本要綱」を申し合わせとして策定しました。また、これに合わせて、食品安全委員会においては「食品安全委員会緊急時対応基本方針」を策定しました。その後も必要なマニュアル等の整備を進め、平時から緊急事態の発生に備えた体制を整備するとともに、平成 18 年度からは、緊急時対応訓練を実施しています。また、平成 19 年 12 月には、「緊急時対応訓練」の検証を行いました。

また、平成 20 年 1 月 30 日に明らかになった中国産冷凍ギョウザ問題に際しては、翌日の 31 日に開催された「食品による薬物中毒事案に関する関係閣僚

による会合申合せ」に基づき、被害拡大防止、原因究明及び再発防止策について、政府一丸となって取り組みました。食品安全委員会においては、ホームページなどを通じて科学的知見などの情報提供を行うとともに、被害の原因とされた有機リン系殺虫剤のメタミドホスについてリスク評価を迅速に行いました。

6. 国際化への対応

食品安全委員会は、国際機関や諸外国の公的機関等との連携、海外の最新の科学的知見やリスクコミュニケーションに関する情報の収集、世界に向けた食品安全委員会の活動の積極的な情報発信などにより、国際的な調和にも努めています。

リスク評価関係では、国際機関や外国政府機関との連携を深め、リスク評価結果やその根拠となった科学的データの相互提供、リスク評価手法やリスク評価に当たっての個別の課題についての意見交換を進めています。特に、欧州食品安全機関（EFSA）との間では、近く、「欧州食品安全機関と食品安全委員会との協力に関する覚書」を締結する見込みです。

このほか、コーデックス委員会[※]、世界保健機関（WHO）/国連食料農業機関（FAO）の専門家会議、経済協力開発機構（OECD）などの海外で開催される食品安全に関する会合に食品安全委員会からも専門家を派遣することや、海外から専門家を招聘することなどにより、国際基準との調和を図るとともに国際的な最新の動きについて情報収集を行っています（[資料 15\[PDF\]](#)）。

また、食品安全委員会では、リスク評価結果（評価書）や評価指針などの英訳を進め、これを英語版のホームページに掲載して海外へ情報発信を行っています。

※：Codex Alimentarius Commission といい、消費者の健康の保護、食品の公正な貿易の確保等を目的として、1962 年に FAO と WHO により設置された国際的な政府間機関であり、国際食品規格の作成等を行っています。